

公募型企画競争に関する公告

次のとおり、公募型企画競争に付します。

令和3年10月29日

社会福祉法人^{財団} 神栖済生会
神栖済生会病院
院長 中村 慶春

1 業務内容

(1) 業務名

神栖済生会病院増築整備基本設計支援業務

(2) 業務目的

本業務は、基本計画に定められたファーストステップ（医療技術ユニット機能・救急ユニット機能・感染症ユニット機能）の整備を進めるにあたり、基本設計に並行して、必要な運営計画や医療機器・医療情報システムに係る課題整理や検討を進めていく必要があり、これを円滑に進めるために、専門コンサルタントによる支援を受けることを目的とする。

(3) 予算額

9,200,000円（消費税および地方消費税を含む。）を上限とする。

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年5月31日まで

(5) 選定方法

以下による総合評価とする。

ア. 技術評価（業務提案内容）

イ. 価格評価（業務委託費用）

なお、交渉権者決定にあたっては、業務提案内容等を評価項目に従い総合的に評価し、最高得点を獲得したものを優先交渉権者として選定し、詳細協議が整った場合には、委託契約を締結する。

優先交渉権者との協議が不調の場合には、次順位以下の評価点を得た事業者と、順位に従い順次協議を行う。

2 競争参加資格

以下の条件をいずれも満たすこと。

ア 過去5年間（平成28年4月1日以降）に、国、独立行政法人国立病院機構、国立大学法人、都道府県、市町村が設置する病院又は公的病院（医療法（昭和23年法律第205号）第31条に規定する厚生労働大臣が定める者の開設する病

- 院をいう。)で、許可病床数が300床以上の病院の新築、又は増改築に係る基本設計支援業務を、元請けとして5件以上受託し、履行完遂した実績を有すること。
- イ 仕様書で定める業務について、十分な業務遂行能力と適正な執行体制を有し、発注者の指示に柔軟に対応できること。また、統括責任者、主任担当者等を置き、当該職員は業務実施に必要な知識及び経験を有する者であること。
- ウ 国税、都道府県民税及び市区町村民税の滞納がないこと。
- エ 次のいずれにも該当しない者であること。
- ① 民事再生法第21条第1項の規定による再生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく再生手続き開始の申立てをされた者。
 - ② 会社更生法第17条第1項の規定による更生手続き開始の申立てをした者又は同条第2項の規定に基づく更生手続き開始の申立てをされた者。
- オ 本業務を担当する統括責任者又は主任担当者には、次の資格及び実績を有する者を充てること。
- ① 公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会が認定する医業経営コンサルタントの有資格者（応募の時点で資格を有する者であること。）
 - ② 上記（ア）のうち1件以上の業務の履行に統括責任者又は主任担当者として携わった実務経験を有する
- カ 医療機器製造業及び医療機器販売業の許可を受けた者でないこと。

3 参加手続き等について

(1) 担当課

〒314-0112

茨城県神栖市知手中央7丁目2番45号

社会福祉法人^{恩賜}_{財団}済生会 神栖済生会病院 新棟建設準備室 担当：小松崎

電話 0299-97-2111

(2) 説明書の交付期間及び場所

ア 交付期間

令和3年11月1日（月）から令和3年11月8日（月）まで

（ただし、土・日・祝休日を除く、午前9時30分から午後4時00分まで）

※ 交付希望者は、予め前記「(1) 担当課」へ連絡のうえ、来院日時を調整してください。

イ 交付場所

前記「(1) 担当課」の場所において交付する。（名刺持参のこと）

(3) 参加の申し込み期限

令和3年11月15日（月）午後4時00分まで

(4) 企画提案書の提出部数

企画提案書は正本1部、副本10部を提出すること。

(5) 企画提案書の提出期限

令和3年11月24日(水)午後4時00分まで

(6) 質問及び回答

電子メールにて提出すること。

提出期限 令和3年11月9日(火)正午まで

電話・口頭による質問は一切受け付けない。

質問の回答は令和3年11月12日(金)までに電子メールにて回答する。

質問提出先メールアドレス：m-komatsuzaki@kamisusaisei.jp

4 プレゼンテーションの実施

(1) 開催日

令和3年11月30日(火) 午後2時00分

(2) 開催場所

社会福祉法人^{恩賜}済生会 神栖済生会病院附属棟 2階大研修室

5 結果の通知

審査結果は、プレゼンテーション実施後おおむね7日以内に文書で通知する。

6 その他

(1) 企画提案書及び契約手続に使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 虚偽の内容が記載されている参加資格調書又は企画提案書は無効とする。

(3) 現場見学は原則行わない。

(4) 応募に関し必要な費用は応募者の負担とする。

(5) 提出された応募書類の返却は行わない。

(6) 契約書作成を必要とする。

(7) 詳細は説明書及び仕様書による。